

令和 2 年 度

津 山 市 農 業 委 員 会

(1 2 月 定 例 会 議 事 録)

令和2年12月4日(金) 14時00分～
津山市役所 本庁舎2階 大会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(19名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 長森 健樹 | 2. 井家上 淑子 | 3. 池田 幸正 | 4. 堀江 政由 |
| 5. 仁木 紹祐 | 6. 尾島 宏明 | 7. 小島 仁太郎 | 8. 坂本 弘治 |
| 9. 筒塩 清美 | 10. 寺元 久郎 | 11. 岡田 成子 | 12. 大塚 毅 |
| 13. 吉野 夏己 | 14. 高山 一英 | 15. 大山 正志 | 16. 植本 幸男 |
| 17. 竹内 隆一 | 18. 太田 裕恭 | 19. 山下 英男 | |

欠席委員(0名)

事務局(7名)

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 吉田 局長 | 高橋 次長 | 今井 主事 | 三宅 主査 |
| 小椋 主任 | 濃野 主幹 | 門村 主事 | |

議 事

- 議案第 63号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第 64号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 65号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 66号 農地転用事業計画変更承認について（市長処分）
- 議案第 67号 非農地証明願承認について
- 議案第 68号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第 69号 農用地利用集積計画の承認について
- 報告第 13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第 14号 農地改良届出書の受理について
- その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00~)

事務局 長 定刻が参りましたので、令和2年12月の津山市農業委員会定例会を始めます。
本日は、委員19名全員のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。
それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、長森会長をお願いいたします。

長森会長 みなさま、ご苦勞様でございます。早いものでもう12月の定例会でございます。今年も、まだ一仕事あります。冬本番で寒さも厳しくなってきます。体調管理に十分なお配慮を頂きたいと思っております。今、津山ではコロナは下火になってきていますが、これからもインフルエンザ等を含めた感染症対策をしっかりやっていただきたいと思っております。それでは議事進行を始めます。運営委員会報告をお願いします。

太田委員 先ほど開催されました第9回運営委員会について、私から報告させていただきます。今回の運営委員会では、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思っておりますので、よろしくをお願いします。

長森会長 以上、運営委員会の報告とさせていただきます。
はい、ありがとうございました。続きまして議事録署名人を指定させていただきます。12番大塚委員、14番高山委員、お願いします。それでは、議案第63号農地法第3条の規定による許可申請承認について事務局説明をお願いします。

事務局（津山） それでは、議案第63号の説明をいたします。今回、津山地区から7件、加茂地区から3件、勝北地区から1件、久米地区から2件、合計13件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから4ページです。それでは、議案書をもとに説明します。
1-1についてですが神奈川県81歳の男性から、志戸部の74歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。
続きまして、1-2についてですが、沼の93歳の男性から、沼の44歳自営業の男性及び川崎の68歳農業を営む女性への、増反による所有権移転です。勝央町にて耕作を行っているとの申出を受けており、勝央町農業委員会発行の耕作面積証明が添付されています。勝央町農業委員会事務局に問い合わせたところ、耕作放棄地等もないとのことでした。なお、申請地につきましては、昨年12月定例会にて5条の転用許可が下りていましたが、コロナの影響等を受け、転用困難となり、今後についても田んぼとして耕作を続けていきたいとの申し出があったため、今回以前の5条の許可を取止め、3条として申請があったものです。
続きまして、1-3についてですが、高野山西の69歳の男性から、同じく高野山西の69歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。
続きまして、1-4についてですが、高野本郷の68歳の女性から、同じく高野本郷の68歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。
続きまして、1-5についてですが、高野本郷の82歳の男性から、同じく高野本郷の68歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。
続きまして、1-6についてですが、西田辺の92歳の男性から、同じく西田辺の69歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。
続きまして、1-7についてですが、鏡野町の68歳の女性から、小原の65歳会社社員の男性への、新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付をうけております。また、譲受人に対し、地元委員より面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。
以上、津山地区の申請7件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

| | |
|---------|--|
| 事務局（加茂） | 津山地区分の説明は以上です。 |
| | 続きまして、加茂地区の説明をいたします。 2-1についてですが、加茂町青柳の72歳の男性から、同じく加茂町青柳の42歳、会社役員兼農業の男性への親子間贈与による所有権移転です。 |
| | 続きまして2-2についてですが、加茂町中原の58歳の男性から、加茂町公郷の65歳、農業の男性への増反による所有権移転です。 |
| | 続きまして2-3についてですが、押入の67歳の男性から、加茂町檜井の63歳、農業の男性への贈与による所有権移転です。 |
| | 以上、加茂地区の申請3件はすべて農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。 |
| 事務局（久米） | 加茂地区からの説明は以上です。 続きまして、久米地区分の説明をいたします。 |
| | 5-1についてですが、坪井下の67歳男性から、中北上の62歳自営業を営む男性への、増反による所有権移転です。 |
| | 続きまして、5-2についてですが、神奈川県の54歳男性から、久米川南の80歳農業を営む男性への、贈与による所有権移転です。 |
| | 久米地区の申請2件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。 |
| | 議案第63号の説明は以上です。 |
| 長 森 会 長 | はい、ありがとうございました。只今4-1を除きまして事務局から説明がありました。それでは各地区の担当委員から意見をお願いします。 |
| 大 山 委 員 | 1区大山です。1-1、1-2について説明します。 |
| | 1-1につきましては、志戸部の受人さんは皆様もご存じのお名前と思います。この土地は所有者さんが実家も田んぼも処分したいということで親戚である受人さんが引き受けて耕作を請け負うということでもあります。実際の耕作も責任を持ってやるということなのでお願いします。 |
| | 1-2、沼の件ですが、5条で申請がありましたが3条でやり直すということです。この土地は田んぼをやめるということで昭和池土地改良区と水利組合から外れていると思われるのでもう一度入ることを義務付けてほしいと組合の方が言われているので、併せてよろしくをお願いします。 |
| 小 島 委 員 | 7番小島です。1-3、1-4、1-5について説明します。 |
| | 1-3の受人は一生懸命しっかり農業されています。 |
| | 1-4、1-5については既に小作をされており。この方も一生懸命やっています。よろしくをお願いします。 |
| 仁 木 委 員 | 5番仁木です。1-6について、渡人が高齢で、市内に親族がないということで家が隣の受人に土地をお渡しするということです。受人の農地は、管理が十分でなかった所もありましたが、草刈りをして十分管理していただくようにしました。よろしくをお願いします。 |
| 長 森 会 長 | 1-7です。先ほど事務局から説明がありましたが、私と中井推進委員、事務局で新規就農の面談を行いました。現地もきれいで特に問題はございません。よろしくをお願いします。 |
| 山 下 委 員 | 19番山下です。2-1ですが先ほどの事務局の説明通り、親子間贈与で問題ないと思います。 |
| 竹 内 委 員 | 17番竹内です。2-2ですが特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。 |
| | 2-3でございますが、受人は大規模農家で頑張られております。問題ないと思います。お願いします。 |
| 植 本 委 員 | 16番植本です。5-1につきましては受人はきっちり管理しているので問題な |

大 塚 委 員 員 員 員
 1 2 番大塚です。5-2の受人は野菜等も栽培されて問題ないと思います。よろしくお願ひします。

長 森 会 長 長
 ありがとうございます。只今、事務局並びに地区担当委員から説明がありましたが、皆さんご質問等ありますか。

*
 ありません。

長 森 会 長 長
 ないようでしたら4-1を除きまして採決に移りたいと思います。本案に対しまして賛成の方は挙手をお願いします。

*
 < 多数、挙手 >

長 森 会 長 長
 はい。賛成多数ということで、4-1を除きまして原案通り承認されました。続きまして、事務局は4-1の説明をお願いします。

*
 < 小島委員、退室 >

事務局（勝北）
 4-1についてですが、福岡県の68歳会社員の男性から高野山西の40歳団体職員の男性への贈与による所有権移転です。
 以上、勝北地区の申請1件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。
 なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

尾 島 委 員 員 員 員
 6番尾島です。受人が30年以上この田を耕作しています。全く問題ないのでよろしくお願ひします。

長 森 会 長 長
 ありがとうございます。只今、事務局並びに地区担当委員から説明がありましたが、皆さんご質問等ありますか。

*
 ありません。

長 森 会 長 長
 無いようですので採決に移りたいと思います。4-1に対しまして賛成の方は挙手をお願いします。

*
 < 多数、挙手 >

長 森 会 長 長
 はい。賛成多数ということで、4-1が承認されました。

*
 < 小島委員、入室 >

長 森 会 長 長
 続きまして、事務局、議案第64号農地法第4条の規定による許可申請承認について説明をお願いします。

事務局（津山）
 それでは、議案第64号の説明をいたします。今回、津山地区から7件、勝北地区から1件、合計8件の申請です。議案書のページは5ページから7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。
 1-1番・野介代の畑、253㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は農業用露天資材置場で、施設の概要は、露天資材置場、作業所及び通路です。転用事業者は、野介代にお住いの69歳農業の男性です。作付する野菜の種類が増え、農業用資材の量が増えたことで既存の資材置き場では収まらなくなったため、申請地を転用するものです。転用にあたり、境界部分については、法面を設け、雨水排水については、表面を碎石敷きとし自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。
 続きまして、1-2番・小田中の畑、1,228㎡についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力45.0kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、小田中にお住いの71歳農業の男性です。農地としての管理が労力的に難しく、将来のことを考え収益となる太陽光発電施設を設置するため申請地を転用するものです。転用にあたり、境界部分については、高低差はなく、盛土は行わず、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。神田町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受

けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・小田中の畑、1,234㎡についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、1-2番と同じ方です。農地としての管理が労力的に難しく、将来のことを考え収益となる太陽光発電施設を設置するため申請地を転用するものです。転用にあたり、境界部分については、高低差はなく、盛土は行わず、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。神田町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・平福の宅地、1,049㎡の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、貸倉庫で、施設の概要は、鉄骨造平屋階建て全高5.0m程度の倉庫2棟です。転用事業者は、津山口にお住まいの64歳自営業の男性です。亡き父が平成2年頃に資材倉庫として建築し、相続後、貸倉庫として利用してしまっていたものです。転用にあたり、境界部分については、南・北・東側は高低差がなく、西面には擁壁を設け、雨水排水については、傾斜を設け、既設水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。さが井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・中島の畑、1,902㎡についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力84.9kW程度の太陽光発電施設2施設です。転用事業者は、1-4番と同じ方です。今後の耕作が困難なため、収益事業として太陽光発電施設を設置するため申請地を転用するものです。転用にあたり、境界部分については、隣地との間に落差はなく、雨水排水については、既存設備で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。さが井堰土地改良区から差し支えない旨の同意書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・大谷の畑、40㎡についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、進入路です。転用事業者は、大谷にお住まいの62歳農業の男性です。自宅の建て替えにあたり、建築基準法を満たすため、進入路を拡幅するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロックを設置し、雨水排水については、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。大谷町内会から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・河面の宅地、290㎡の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、敷地の拡張で、施設の概要は、鉄骨造平屋階建て全高3.2m程度の倉庫1棟です。転用事業者は、河面にお住まいの33歳自営業の男性です。亡き父が農業用倉庫を建築し、相続後、そのまま利用してしまっていたものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁を設け、雨水排水については、排水路を設け、既設水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

事務局（勝北）

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番・大吉の田、227㎡についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は農業用倉庫で、施設の概要は、軽量鉄骨造平屋建て全高4.0m程度の倉庫1棟及び農作業場です。転用事業者は、大吉にお住いの60歳団体職員の男性です。現在、耕作面積を拡大している担い手であり、現存する農業用倉庫が手狭となり、また農作業場がないために農業用倉庫と農作業場を新設するものです。

転用にあたり、境界部分については、東側には既存のコンクリート擁壁、西側には市道の歩道との間に段差、南側には既存の水路、北側には1mから3mの高さのコンクリート道路があり、雨水排水については、擁壁内周に排水路及び沈殿柵を設置し、既存排水路に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。川東町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

議案第64号の説明は以上です。

長 森 会 長 はい、ありがとうございました。続きまして、地区担当委員から意見を申し上げます。

大 山 委 員 1区大山です。1-1、1-2、1-3について説明します。いずれも許可要件についてクリアできているので問題ないと思います。

池 田 委 員 3番池田です。1-4、1-5について、11月29日に山根、秋田推進委員と石本推進委員とで訪問しました。問題ないと思います。

井 家 上 委 員 2番井家上です。1-7についてですが、申請者のお父さんが自宅のあったところに農業用倉庫を作られていました。周囲に影響もありませんし問題ないと思います。11月23日に推進委員さんと訪問しております。

坂 本 委 員 8番坂本です。1-6、事務局の説明通りです。問題ないと思います。お願いします。

堀 江 委 員 4番堀江です。4-1、農業用倉庫及び農作業場ということで、何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。

長 森 会 長 はい、ありがとうございました。只今、事務局並びに地区担当委員の意見がありました。何か皆さんご質問等、ありませんか。

*
ありません。

長 森 会 長 はい、ないようでしたので採決を取りたいと思います。本案について賛同の方、挙手をお願いします。

*
《 多数、挙手 》

長 森 会 長 はい、挙手多数という事で原案通り承認いたしました。続きまして議案第65号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程いたします。事務局、説明をお願いします。

事務局（津山） それでは、議案第65号の説明をいたします。

今回、津山地区から所有権移転5件、賃貸借権設定1件、使用貸借権設定1件の計7件の申請です。議案書のページは、8ページから9ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・院庄の雑種地、1,179㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、貸露天資材置場です。転用事業者は、鏡野町にお住いの44歳会社役員の男性です。自身が経営するリサイクル事業を行う会社の事業拡大により、増加する資材が既存の資材置場では収まらなくなってきていることから、現在の資材置場から近い申請地を譲り受け、会社に貸付けるため転用するものです。

転用にあたり、境界部分については、控え地を設けた上で法面を設け、雨水排水については、設けるフリームを既存排水路に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。

他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・院庄の畑、420㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、トレーラーホテルの用地で、施設の概要は、平屋建て全高3.0m程度の管理棟1棟、宿泊施設となるトレーラーの駐車場及び露天駐車場です。転用事業者は、千葉県市川市に本店を置く資本金の額3,000万円の株式会社で、主な事業はホテル業です。申請者はトレーラーホテルを展開しており、全国展開するにあたり、津山市内に出店するため、申請地を借り受け、ホテルを設置するため申請するものです。

転用にあたり、境界部分については、西側に擁壁を新設し、隣接地と同じ高さまで盛土を行い、雨水排水については、U字溝を新設し、既存排水路へ接続し、生活雑排水は合併処理槽にて処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書と、事業用定期借地権設定仮契約書の写しの提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・戸島の田、2,394㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は露天駐車場及び露天資材置場です。転用事業者は上田邑に本店を置く資本金の額300万円の株式会社で、主な事業は運送業です。上田邑にある本社敷地に隣接する土地を賃借し事業を行っておりましたが、所有者から返却を求められたことから駐車場及び資材置場を確保する必要が生じ、また、申請地近くに資材置場を所有していることから、申請地を露天駐車場及び露天資材置場として整備するため転用するものです。

転用にあたり、境界部分については、法面を設け、雨水排水については、自然浸透及び既存水路へ流入させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。灘池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・河面の畑、484㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は庫裡で、施設の概要は、木造2階建て全高8.5m程度の庫裡1棟及び軽量鉄骨造平屋建て全高2.8m程度の車庫1棟です。転用事業者は、河面に主たる事務所を置く基本財産の総額約270万円の宗教法人です。寺の施設が点在の上、老朽化のため耐震工事を行う必要が生じていることを考慮し、次期住職の庫裡を新設するため、申請地を転用するものです。

転用にあたり、境界部分については、南側・東側はブロック壁を設置し、雨水排水については、勾配を設け、北側の既設排水施設に流入させ、生活雑排水については、合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。河面町内会から差し支えない旨の同意書と、使用貸借契約書の写しの提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・国分寺の田、754㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないので、第2種と判断しています。転用目的は、貸宗教施設で、施設の概要は、木造平屋建て全高6.2m程度のお堂1棟及び露天駐車場です。転用事業者は、美咲町にお住まいの48歳法人役員の男性です。申請地の隣で馬頭観音が祭られていますが、土砂崩れによりき損する恐れがあることから、馬頭観音をお祭りする施設として、お堂及び露天駐車場を整備し、自身が代表を務める宗教法人に貸し付けるため、申請地を転用するものです。

転用にあたり、境界部分については、法面のほか既存の壁があり、雨水排水については、角フリュームを敷設するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止す

る計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・河辺の田、998㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地6区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は吹屋町に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。

転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、側溝を設けて既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・東一宮の畑、369㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅で、施設の概要は、木造平屋建て全高6.5m程度の居宅1棟で、建ぺい率は25%です。転用事業者は東一宮にお住いの38歳会社員の男性です。

転用にあたり、境界部分については、東側・北側には既存擁壁があり、西側に新設擁壁を設け、雨水排水については、溜桝を設け、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第65号の説明は以上です。

長 森 会 長 はい、ありがとうございました。続きまして、地元委員から意見を申し上げます。

池 田 委 員 3番池田です。1-1、1-2、1-3について、問題ないと聞いておりますのでよろしく申し上げます。

井 家 上 委 員 2番井家上です。1-4、お寺の現在の住職のお父さんの畑を分筆して、息子さんの居宅を建てるということです。問題ないと思います。

坂 本 委 員 8番坂本です。1-5ですが国分寺に石碑があるのですが、それをもっと知ってもらいたいということで、お堂を建てるということで内容的にも問題ありません。

1-6ですが、後継者がいないので分譲地として売却するという事です。問題ありません。

仁 木 委 員 5番仁木です。1-7ですが、先日、大畑委員と共に行ったのですが、住宅地の中の2面が宅地に接している耕作されていない農地ということで問題ないと思います。

長 森 会 長 はい、ありがとうございました。只今、事務局並びに地区担当委員の意見がありました。何か皆さんご質問等、ありませんか。

* ありません。

長 森 会 長 ないようでしたら採決に移りたいと思います。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

* << 多数、挙手 >>

長 森 会 長 はい、賛成多数という事で議案通り承認されました。続いて議案第66号農地転用事業計画変更承認について上程します。説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第66号の説明をいたします。今回、津山地区から1件の申請です。議案書のページで申しますと、10ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・近長の田、499㎡の件について、権利を所有権移転から使用貸借権設定に変更する申請です。農地区分は、農振除外された土地ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種と判断していま

す。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高4.6m程度の居宅1棟及び軽量鉄骨造平屋建て全高3.6m程度の車庫1棟で建ぺい率は27%です。転用事業者は、押入にお住まいの34歳会社員の女性です。申請地において、譲渡人である祖父から贈与で申請地を譲り受け、居宅1棟及び車庫1棟を建築するため、令和2年10月22日付けで農地法第5条の規定に基づく転用許可を受け、造成を始めるなど転用事業を進めておりましたが、転用事業者である孫に贈与が行われることで親族間の係争を招く恐れがあることから贈与契約を解除し、新たに使用貸借契約を締結することで合意したことを受け、権利について所有権移転から使用貸借権設定に変更するため、事業計画変更承認申請がなされたものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、既設排水路に接続し、生活雑排水は合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。第1種農地ですが、変更後の転用計画は農地区分から見ても問題ないものと考えられ、また、周辺地域の農業等に及ぼす影響も変更前に比べ同程度以下であると認められることから、事業計画の変更は問題ないものと考えます。

議案第66号の説明は以上です。

長 森 会 長 はい、ありがとうございました。只今、事務局からの説明がありました。何か皆さんご質問等、ありませんか。

* 長 森 会 長 ありません。

長 森 会 長 ないようでしたら採決に移りたいと思います。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

* 長 森 会 長 < 多数、挙手 >

長 森 会 長 はい、賛成多数という事で原案通り承認されました。続いて議案第67号非農地証明願承認について上程します。筆頭者、説明をお願いします。

高 山 委 員 14番高山です。1-1、現在この方は堀坂を出られておまして、実家は空家になっています。申請地を11月8日に見たのですが雑草が繁茂した状態です。やむをえないということで非農地証明を許可しました。

坂 本 委 員 8番坂本です。1-2について、この案件は先ほどの4条の人と同一で、建て替えるために撤去するという事です。問題ないと思います。

山 下 委 員 1-3の河辺ですが、現地は宅地のようにっており相当な年数が経っていますので問題ないと思います。

太 田 委 員 19番山下です。2-1についてですが、ここに書いてあるとおり、お寺の境内や山林原野になっています。よろしくをお願いします。

太 田 委 員 18番太田です。5-1について、山林原野と宅地になっているのですが、農地法を知らなかったのやってしまったと言うことです。やむをえないのではないかとということで、よろしくをお願いします。

長 森 会 長 はい、ありがとうございました。ただ今、説明してもらったのですが、何かご意見ございますか。

* 長 森 会 長 ありません。

長 森 会 長 ないようなので採決を取りたいと思います。本案に承認される方は挙手をお願いします。

* 長 森 会 長 < 多数、挙手 >

長 森 会 長 賛成手多数ということで本案は原案通り承認されました。続きまして、議案第68号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程いたします。筆頭者をします。

1-1下横野の畑、これはかなり前から荒れており、数年前から雑草繁茂です。農地としては使えないと思います。よろしくをお願いします。

それでは、説明は以上ですが、何かご意見ございますか。

* 長 森 会 長 ありません。

長 森 会 長 ないようでしたら、採決を取ります。本案に賛成の方、挙手をお願いします。

| | | | | |
|---|---|---|---|--|
| | * | | | <p>《 多数、挙手 》</p> <p>賛成多数ということで、原案通り承認されました。続きまして、議案第69号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 長 | 森 | 会 | 長 | <p>議案第69号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。議案書のページは、14ページから18ページです。14ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区20件、加茂地区3件、阿波地区1件、勝北地区3件、久米地区3件の合計30件です。</p> <p>以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>議案第69号の説明は以上です。</p> |
| 長 | 森 | 会 | 長 | <p>はい、ありがとうございました。事務局の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。何かご質問等、ございましたら、</p> |
| | * | | | <p>ありません。</p> <p>ないようですので採決をいたします。本案について賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 長 | 森 | 会 | 長 | <p>《 多数、挙手 》</p> <p>賛成多数ということで、議案通り承認されました。続きまして、報告第13号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事 | 務 | 局 | | <p>報告第13号について説明します。議案書のページは19ページから20ページです。今回は、相続によるものが3件12筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。</p> <p>その他詳細は議案書のとおりです。報告第13号の説明は以上です。</p> |
| 長 | 森 | 会 | 長 | <p>はい、ありがとうございました。続きまして報告第14号農地改良届出の受理についてお願いします。</p> |
| 事 | 務 | 局 | | <p>それでは、報告第14号の説明をいたします。議案書のページで申しますと、21ページです。今回は、1件です。</p> <p>1-1につきまして、高野本郷の田、270㎡について、畑として利用するため嵩上げするものです。</p> <p>報告第14号の説明は以上です。</p> |
| 長 | 森 | 会 | 長 | <p>ありがとうございました。それでは続きまして、その他に移ります。議事はここで終わりましたが委員のみなさまから特段、何かございますか。</p> |
| | * | | | <p>ありません。</p> <p>事務局はいかがでしょうか。</p> |
| 長 | 森 | 会 | 長 | <p>ありません</p> |
| 事 | 務 | 局 | | <p>ないようですので事務局から次回の開催について説明します。</p> <p>事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。</p> <p>次回、1月の定例委員会ですが、令和3年1月12日火曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、1月の定例委員会ですが、令和3年1月12日火曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎4階農業委員会室に1時30分までにお越しください。</p> <p>事務局からの連絡は、以上でございます。</p> |
| 長 | 森 | 会 | 長 | <p>ありがとうございました。それではこれを持ちまして定例会の審議を終了いたします。</p> |

(14:50終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 長 森 健 樹

署 名 委 員

署名委員 ①

署名委員 ①
